

平成 29 年度版

目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業 Q&A

目黒区健康福祉部障害福祉課

目 次

	ページ
【登録に関すること】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【利用に関すること】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
【報告に関すること】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【助成金の請求に関すること】・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
【指定介護人関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
【事業所関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
【医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトについて】・・	7

【登録に関すること】

Q1 今年 65 歳になるのですが、利用できますか？

A 実際に利用する日が 65 歳未満なら利用できます。

Q2 緊急時等見守り事業の利用登録及び利用申込みは、誰でも代理人になれるのですか？

A 利用登録及び利用申込みは、障害者本人（代筆は可）、障害者（児）の保護者、同居の家族、法定代理人が行ってください。

Q3 緊急時等見守り事業を登録する場合、事前に指定介護人か事業所のどちらに依頼するか決めておく必要があるのですか？

A 指定介護人、事業所どちらの利用（併用）も可能です。

登録の段階で必ずしも決めておく必要はありません。ただし、指定介護人に依頼することに決めた場合は、実際に利用するまでに、様式⑤「指定介護人届出書」の提出が必要になります。

Q4 登録のために必要な様式などは、どこで入手できますか？

A 社会福祉協議会のホームページからダウンロードしていただけます（予定）。また、社会福祉協議会へ様式送付の依頼していただくことも可能です。

Q5 年度当初に登録しなければいけないのですか？

A 年間を通して随時受け付けておりますので、必ずしも年度当初に登録しなければいけないわけではありません。ただし、登録手続きに時間を要することもありますので、利用日までに登録が完了するよう、余裕を持って手続きをしていただくようお願いいたします。

Q6 一度登録をすれば、次の年度は登録する必要はありませんか？

A 年度ごとの登録となりますので、お手数ですが、お手続きをお願いいたします。

【利用に関すること】

Q7 緊急時等見守り事業を利用することが土曜日に決まり、翌日の日曜日に利用したい場合、事前に社会福祉協議会へ電話連絡することができないのですが、利用できますか？

A 翌月曜日に社会福祉協議会へ電話連絡して、事情を話し、利用可能かを確認してください。

Q8 社会福祉協議会へ利用の連絡をするのを忘れてしまったのですが、どうすれば良いですか？

A 原則として、利用する前に社会福祉協議会への連絡が必要です。もしも、連絡を忘れてしまった場合、速やかに社会福祉協議会に連絡をお願いします。

ただし、事前に連絡がない利用が続く場合や、利用してから相当日数が経過してからの事後連絡となった場合、助成の対象にならないこともありますので、ご了承ください。

Q9 緊急時等見守り事業を9:30~12:45まで利用した場合の時間の計算はどうなりますか？

A 利用時間が3時間15分であるため、3時間で計算します。

※30分未満切捨て、30分以上切上げ

Q10 8時間利用したいと思っています。この事業は居宅での見守りとなっていますが、私の子どもは、8時間も家の中にずっといることは難しい状況です。どうすれば良いですか？

A 外出することが想定される場合には、例えば、初めの6時間分については、あらかじめ移動支援を利用し、残りの2時間分について、この緊急時等見守り事業を利用するようにしてください。移動支援の対象になるような利用は、この事業の対象にはなりません。

Q11 子どもの学校が終わった後に、指定介護人に学校に迎えに来てもらって、その後、自宅にて見守りをお願いしたいのですが？

A 学校から自宅までの移動分は、緊急時等見守り事業の助成対象にはなりません。

例えば、15時に指定介護人が学校に迎えに行き、15時半に自宅に戻り、15時半から17時半まで居宅で見守りを行う場合、学校から自宅までの移動の30分は助成対象にはなりません。助成対象は15時半から17時半までの2時間分です。

ただし、助成対象外となる最初の30分の部分について、利用者から指定介護人へ謝礼が不要ということではありませんので、利用者と指定介護人の間で適切な謝礼を決めてください。

Q12 「利用できる場合」の「(5) その他区長が認める場合」とは、どのような場合ですか？

A 身体障害者手帳や愛の手帳を持っていない、あるいは、脳性麻痺や進行性筋萎縮症ではないが、それらに準じるような障害の状況であることが障害福祉課で確認された方が利用する場合などです。そのような場合には、障害福祉課へご相談ください。

【報告に関すること】

Q13 緊急時等見守り事業の利用内容が確認できる書類とは、どのようなものですか？

A 1 障害者（児）の三親等以内（※）の親族の葬祭、病気見舞いの場合

- (1) 葬祭の場合…会葬のお礼状などの写しに障害者（児）との関係（例：祖父、祖母、叔父、叔母等）を記入したもの。
- (2) 病気見舞いの場合…「㊟申立書」に事由、障害者（児）との関係（同上）記入・押印したもの。

2 介護者等が疾病等の場合

- (1) 病院等を受診した場合…診療報酬明細書など通院したことが分かる書類の写し。
- (2) 病院等を受診しなかった場合…「㊟申立書」に病状等を記入・押印したもの。

3 介護者等が官公署への相談、手続き、同居の家族の学校行事等に行く場合

- (1) 官公署が発行した手続きの案内通知等の写し。
- (2) 学校行事・保護者会などのお知らせの写しに障害者（児）との関係を記入したもの。
- (3) 書類がない場合は、「㊟申立書」に事情を記入・押印したもの。

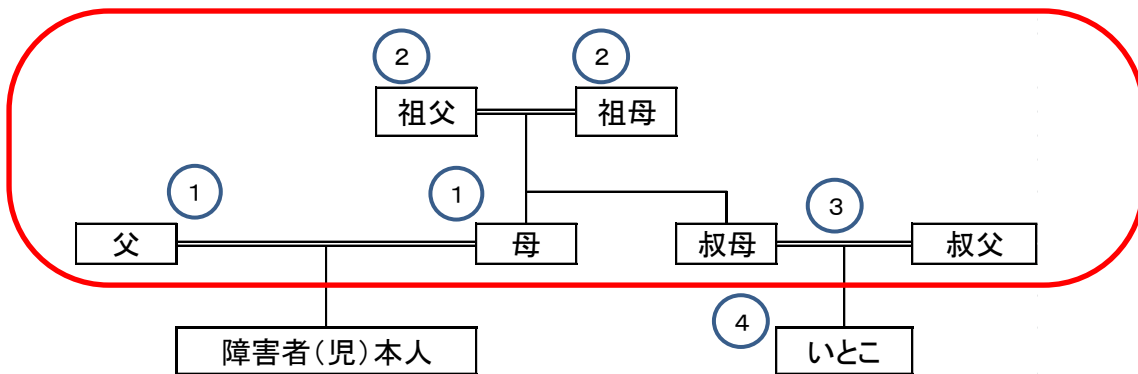
4 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトを実施する場合

- (1) 「㊟申立書」にレスパイトを実施する介護者の氏名と事由を記入・押印したもの。

※ 三親等以内の親族とは…

(①=1親等、②=2親等、③=3親等、④=4親等)

スペースの都合上、母方のみの親族を表記していますが、父方も同様です。



Q14 指定介護人に記入押印してもらった「㊟緊急時等見守り事業実施報告兼領収書」を失くしてしまった場合は、どうしたらいいですか？

A 「㊟緊急時等見守り事業利用報告書」を提出する際に必要になりますので、再度、指定介護人に依頼して発行してもらってください。

【助成金の請求に関すること】

Q15 「⑩緊急時等見守り事業助成金支給決定通知書」を受け取ったら、すぐに「⑪緊急時等見守り事業助成金請求書」を提出しないといけないのですか？

A 振込みのたびに手数料がかかります。「⑩緊急時等見守り事業助成金支給決定通知書」を何通か、まとめて「⑪緊急時等見守り事業助成金請求書」を提出することも可能です。

Q16 振込み手数料は、いくらかかりますか？

A 振込先口座を目黒信用金庫に指定される方は、216 円。それ以外の金融機関を指定する場合は、648 円かかります。

Q17 振込みはいつ頃されますか？また、振込まれたかどうか、どのように確認すればいいですか？

A 請求をいただいた月の月末までに振り込まれます（例：6月5日までに請求書を提出したものは、6月末までに振り込まれます）。「メグロクシャカイフクシキョウギカイ」という振込名義で振込みを行う予定ですので、ご確認をお願いします。

Q18 助成金を、振込みではなく社会福祉協議会の窓口で直接受け取ることができますか？

A 窓口で現金の取扱いができないため、口座への振込みになります。

Q19 「④支払金口座振替依頼書」を変更したい場合や氏名変更があった場合は、どうすればよいですか？

A 「④支払金口座振替依頼書」の内容が変更になった場合は、再度「④支払金口座振替依頼書」を提出してください。

Q20 緊急時等見守り事業を事業所において実施しました。2時間25分利用したので、2時間半分の利用料金を支払ったのですが、助成の計算はどうなりますか？

A 緊急時等見守り事業の助成の対象時間は、実際に利用した時間となります。2時間25分の利用の場合、30分未満は切り捨てとなり、2時間の利用と換算しますので、事業所に2時間半分の利用料金を支払ったとしても、助成の対象となるのは、2時間だけです。

Q21 指定介護人に9:00~17:00まで8時間見守りをお願いしました。本来支払うべき謝礼は8,000円ですが、いつもお世話になっている指定介護人なので、気持ちで謝礼を1万円支払いました。助成金も1万円申請できますか？

A 利用時間が8時間なので、助成対象となるのは8時間分8,000円のみです。

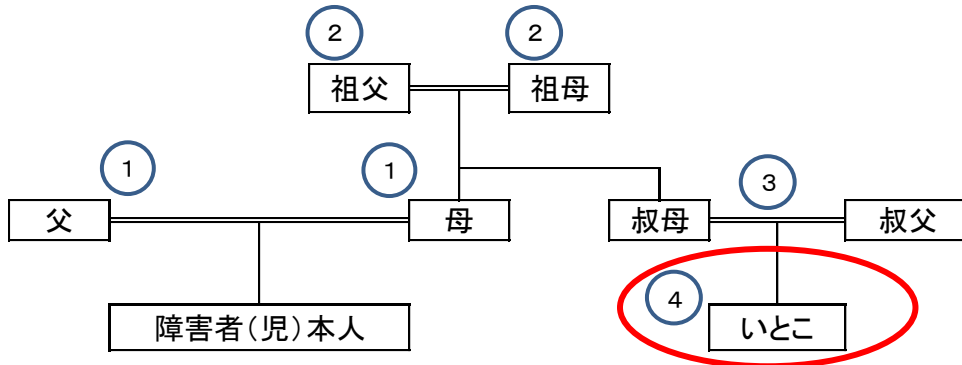
【指定介護人関係】

Q22 祖母を指定介護人として届出することができますか？

A 3親等以内の親族は、指定介護人になることができません。、障害者（児）の祖母は、2親等にあたるため、指定介護人になれません。

以下の図を参考にしてください（①=1親等、②=2親等、③=3親等、④=4親等）。もしも、親族の方に指定介護人をお願いしたい場合、障害者（児）から見て、「いとこ」にあたる方は指定介護人になることができます。

※スペースの都合上、母方のみの親族を表記していますが、父方も同様です。



Q23 私が指定介護人をお願いしたいと思っている人は、すでに別の利用者の指定介護人としての届出が出ているようです。その場合にも、私からも指定介護人の届出が必要ですか？

A はい、必要です。あくまでも、それぞれの利用者が指定介護人の届出をしてください。

Q24 なぜ指定介護人の届出を毎年しなくてはいけないのですか？

A 利用者の緊急時等見守り事業の利用登録及び利用申込みも、年度単位で行うため、指定介護人の届出も、その年度について指定介護人になります。必要に応じて届出をお願いします。

Q25 緊急時等見守り事業の指定介護人を複数人登録（追加）できますか？

A できます。登録したい人数分の「⑤指定介護人届出書」を社会福祉協議会へ提出してください。

Q26 緊急時等見守り事業の利用登録時に指定介護人が決まっていな（了承を得ていない）場合は、どうすればよいですか？

A 登録時に指定介護人が決まっていなくても、利用が決まるまでに社会福祉協議会へ「⑤指定介護人届出書」を提出すれば、利用することができます。

Q27 届出した指定介護人の住所や氏名が変更になった場合は、どうするのですか？

A 届出してある内容が変更になった場合は、再度「⑤指定介護人届出書」を社会福祉協議会へ提出してください。

【事業所関係】

Q28 緊急時等見守り事業を実施してくれる事業所を紹介してもらうことは、できますか？

A 区内に所在している、東京都からの指定を受けている居宅の障害福祉サービス事業所には、緊急時等見守り事業の協力の依頼をしていますが、実際に受けてもらえるかどうかは、お手数ですがご利用者様にて、ご確認をお願いします。

Q29 区外の事業所を利用することができますか？

A できます。ただし、緊急時等見守り事業は目黒区独自の事業であるため、区外の事業所には、お手数ですがご利用者様から説明をお願いします。

Q30 利用料金は、区又は社会福祉協議会で設定されるのですか？

A 区や社会福祉協議会では利用料金を設定しません。各事業所が設定した金額になります。

Q31 利用料金は、緊急時等見守り事業の当日に支払わなければいけないのですか？

A 事業所と利用者の契約の中で、前金払いや、月末に他の障害福祉サービス料と合せて引き落とす等、事業所と利用料金支払いの方法を決めていただくようお願いします。

Q32 事業所からの「⑦緊急時等見守り事業実施報告兼領収書」は、いつ発行してもらえるのですか？

A 利用料金を支払ったときに、随時発行してもらってください。利用者から社会福祉協議会への報告期限は、平成30年2月28日（水）までですので、早めに発行してもらうよう事業所に依頼してください。

なお、3月利用分については、随時提出をお願いします。年度を過ぎてから（4月になってから）ご提出いただいた場合、助成の対象とならない可能性がありますのでご注意ください。

Q33 「⑦緊急時等見守り事業実施報告兼領収書」は、必ずその様式を使用しないといけないのですか？

A 事業所独自のものであっても内容が確認できれば、利用者が「⑦緊急時等見守り事業実施報告兼領収書」の様式に必要な事項を記入したものに、事業所発行の実施報告兼領収書を添付して提出していただくことができます。

【医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトについて】

Q34 医療的ケアとは、どのようなものをいいますか？

A 医師の許可、医師や看護師の指導のもと、本人や家族などが、治療目的ではなく、生活援助を目的として行う行為をいいます。

経管栄養	食べる機能が弱く、飲み込み時に誤嚥を起こして肺炎を発症する恐れがある場合、チューブを使って、胃などに栄養を安全に送ること。
導尿	神経がうまく働かず、自分でおしっこを出せない場合、チューブを使って膀胱のおしっこを吸いだすこと。
吸引	唾液の飲み込みや痰を吐き出す力が弱い場合、喉にたまった分泌物を機器を用いて吸引して取り除くこと。
酸素療法	呼吸機能が弱く、酸素不足が生じる場合、酸素ボンベや酸素濃縮装置を使って酸素を補うこと。人工呼吸器を装着する場合もある。

Q35 重症心身障害者（児）とは？

A 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者（児）をいいます。国において明確な判断基準はありませんが、一般的に大島の分類（元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法）という方法を用いて判断します。（判断は区の障害福祉課で行います。）



上表の1～4の範囲に入る状態の人を重症心身障害者（児）といます。

○重症心身障害者（児）の一般的な特徴

姿勢	ほとんど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い。
移動	自力では困難。寝返りも困難。座位での移動、車いすなど。
排泄	全介助（知らせることができない70%。始末不可76%）
食事	自力ではできない。（スプーンで介助）。誤嚥を起こしやすい。食事態は、きざみ食、流動食が多い。
変形・拘縮	手、足が変形又は拘縮、側わんや胸郭の変形を伴うことが多い。
筋緊張	極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない。
コミュニケーション	言語による理解が困難。意思伝達が困難。声や身振りで表現。表現力は弱い、笑顔で応える。
健康	肺炎、気管支炎を起こしやすく、70%以上の方がてんかん発作をもつ。痰の吸引が必要な人が多い。

（全国重症心身障害児（者）を守る会資料「いのち ゆたかに」より）

Q36 医療的ケアを要しない重症心身障害者（児）であることの確認書（様式②）を毎年度、障害福祉課で発行してもらわなければならないのですか？

A 障害の状況が変わる場合もあるので、お手数ですが、毎年度お手続きをお願いします。

Q37 医療的ケアを要する心身障害者（児）を対象外とするのは、なぜですか？

A 医療的ケアを要する方の介護をする場合は、法令で、看護師等の資格を有することや一定の講習を受講する必要があることなどが規定されています。緊急時等見守り事業は、主に一般の方に指定介護人になってもらうものであることから、生命の危険に及ぶ可能性がある医療的ケアを要する方は対象外としております。

Q38 医療的ケアを要する重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイトは、ないのですか？

A 医療的ケアを要する重症心身障害者（児）の介護者の在宅レスパイト事業は、区の障害福祉課で事業を行っております。詳しくは、障害福祉課身体障害者相談係 03-5722-9850 へお問い合わせください。